

論 説

国際金融統計のディスクロージャーと
情報インフラストラクチャー

— BIS 統計の検討 —

紀 国 正 典

I. はじめに

国際金融の透明性が求められる時代になっている。金融のグローバル化と形容される程の国際金融統合の進展は、一方では金融の効率化と新しい金融技術を生み出したが、他方で累積債務危機に見られる信用リスクや新しいタイプの金融リスクを膨張させ、国際金融システムの全体としての不安定性を強めた。さらにこれと共に到来した高度通信情報化社会では世界の情報がリアル・タイムで流布されるため、正確な情報が十分に伝わらないことがパニック的な信用不安を増幅させる時代になった。このような時代背景の下に、預金者・投資家は資金の流れに関心をもち「知る権利」要求を強め、一般の事業会社、そして銀行や金融機関も国際的リスク管理のための情報把握を必要とし、監督当局や政策担当者も権限範囲を越え広く監督規制や政策決定に必要な情報の確保を迫られるようになった。また資産運用の大衆化時代の到来は、情報独占による不正利得を規制する社会的公正要求を引き起こした。¹⁾

さらにこのような時代状況は、社会全体の利益を高めるための金融のあり方、つまり金融の公共性とその社会的制御の方法について、国民・国際社会の関心と研究意欲を引き起こし、そのことも情報入手と情報公開の世論を高めた。

まさに金融ディスクロージャーは、金融の公共性の基盤的条件、つまり社会全体に共同利用され、社会全体の知識を豊かにするための情報インフラストラクチャーなのである。²⁾

金融情報の国際ディスクロージャーには三つの局面がある。各国における銀行・金融機関による経営・財務情報の国際的な開示、各国の中央銀行や監督当局による国家単位で集約された情報の開示、国際的な政治・経済活動をしている国際機関による情報開示、である。とりわけ、国際機関による情報開示は、各国のデータが集約されていること、このため一覧が容易であること、さらに国家間比較が簡単であること、グローバルな動きを把握できることなど、そのメリットは大きい。これを国際情報インフラストラクチャーとして、いっそう発展させる意義は、きわめて高いものがあると思われる。

本稿は、以上の課題意識の下に、国際決済銀行（BIS）の国際金融統計について検討を深めたものである。以下、次のⅡでは、BISの国際銀行統計の有用性と問題について、Ⅲでは金融イノベーションによって対応を迫られている国際金融統計について、考察する。

Ⅱ. 国際決済銀行（BIS）の国際銀行統計

国際決済銀行（BIS）は、1930年5月に設立された最も古い国際金融機関である。その主要な役割は各国中央銀行間の協力の促進であるが、具体的には、①中央銀行からの預金の保有と管理、いわゆる「中央銀行の中央銀行」としての役割、②国際通貨協力の主要舞台としての機能、③国際金融協定の執行の代理人としての機能、④金融、経済問題の調査と出版活動、以上の4つの機能を果たしている。³⁾

1963年からBISは銀行の国際活動について情報の収集と公表を始めた。その目的は、BISメンバーである中央銀行や銀行監督当局のため、さらに一般のユーザーのために、銀行の国際業務や多国籍的な銀行の活動をモニターしその情報を提供することである。国際的な資金移動の仲介者としての役割を果たす銀行の国際業務や、多国籍的な銀行活動は、国民経済や国民金融市場に多大な影響を及ぼす。それによって引き起こされる為替相場や国際収支などの国民経済のマクロ的影響度を知るために、および国民金融市場や国民通貨の国際的役割を知るために、さらに国際金融の安全性・健全性のためにも、必要な金融情報が調査・公表されることが不可欠になったのである。1960年代から顕著になった

金融や銀行の国際化の動きがそれを要請した。

BISによる情報収集は直接に銀行に対して行われるのではない。BISに銀行情報を提供する国、いわゆるBIS報告地域のそれぞれの国の中央銀行が、それぞれ自国に所在する銀行・金融機関の国際業務のバランス・シート（貸借対照表）を定期的に収集し、それをそれぞれの中央銀行で米ドル建てに換算した上でBISに報告するのである。⁴⁾ BIS報告地域の或る特定国に所在する銀行には、その国の国籍の銀行、つまりその国に銀行本部や親銀行が所在する銀行やその支店、次にBIS報告地域の他の国に銀行本部や親銀行が所在する銀行の支店や子会社（現地法人）、さらにBIS報告地域外の国に銀行本部や親銀行が所在する銀行の支店や子会社（現地法人）がある。これらの銀行の国際業務のすべてが報告されるのである。このようにして集められた情報をBISが集計し、特定の様式に基づいて、定期的に公表する。

BISの努力によりBIS報告地域の範囲は次第に拡張しており、現在では、重要な国際金融市場や国際的な役割をはたしている先進国の金融センターのすべてと、さらに主要なオフショア・センターを含むまでになっている。したがって「BIS報告地域」という用語は、銀行による「金融の国際的仲介地域」と「それ以外の地域」を区別するのに有用な概念である。近年、報告地域の範囲を広めるだけでなく、調査対象とする金融取引の範囲を拡大する点についても改良・努力が続けられてきている。それゆえBISの公表するデータは、銀行の国際業務をグローバルに把握する情報として有効性は高い。

ただし、BIS報告地域外に所在する銀行、これにはBIS報告地域国に銀行本部や親銀行が所在する銀行の支店や子会社（現地法人）、さらにBIS報告地域外の国に銀行本部や親銀行が所在する銀行の銀行本部やその支店・子会社（現地法人）があるが、これらの銀行の国際業務は、直接に把握することはできない。当然のことであるが、基本的に情報獲得は、メンバー国の中央銀行が金融主権を行使して情報提供を要求できる範囲に限られている。ただし、BIS報告地域に銀行本部や親会社が所在する銀行の支店・子会社（現地法人）の国際業務に限っては、その銀行本部や親会社に、BIS報告地域外に所在する支店・子会社のそれぞれの国際業務をグローバルな銀行経営の一環として連結させ、その連

結情報を入手する間接的な方法もあり、これも実施されている。

銀行の国際的な活動を知るデータとしては、他にIMFやOECDなどの国際機関の公表しているもの、さらに各国中央銀行の公表しているものがあるが、銀行の国際的な業務と活動の様子を総合的にグローバルな規模で一覧できるデータとしては、BIS統計には及ばない。しかし統計制度に本来要求される厳密性、正確性、標準性、網羅性という点で、BIS統計には改善されるべき余地は大きい。しかもこの不完全性は容易に解決できるものではないのである。

BISは、現在、銀行属地統計 (quarterly territorial statistics)、銀行国籍統計 (nationality statistics)、さらに連結満期統計 (consolidated maturity statistics) という3種類の国際銀行統計を公表している。以下、それぞれについて利用方法と利用価値をみるとともに、その不十分性と改善課題について検討してみよう。

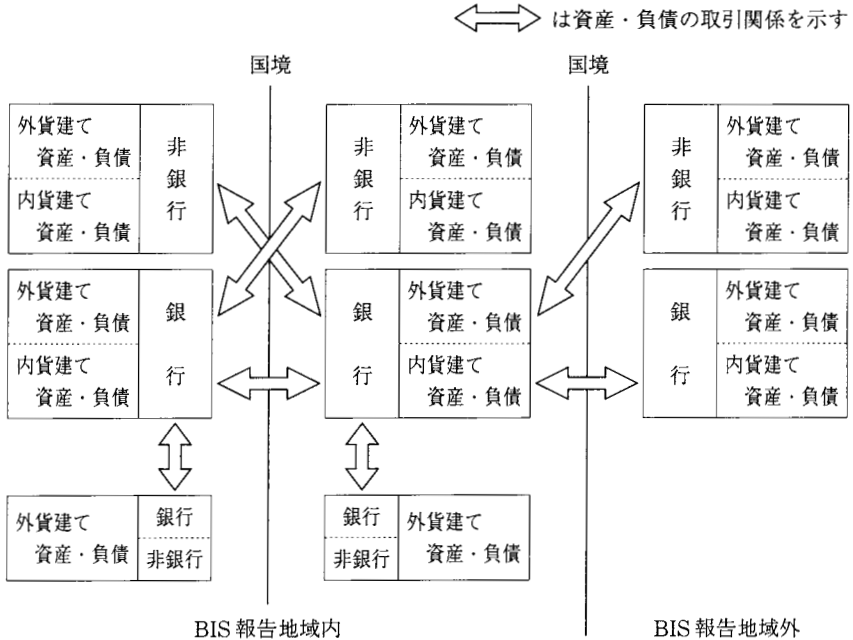
BIS 銀行属地統計

BIS 銀行属地統計 (quarterly territorial statistics) は、BIS 報告地域に所在する銀行の国際業務を多面的に把握することを目的に、一年に四回、つまり四半期ベースでBISが公表する統計である。これは1964年にBISが最初に公表した統計で最も古いものである。⁵⁾

この属地統計にデータを提供する国 (BIS 報告地域国) は、これまで次第に拡張されてきており、現在では、18の先進国に、6つの「その他国際金融センター」を加えた、計24ヶ国にも上っている。18の先進国を順に紹介すると、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国である。なお米国はパナマ所在の米国銀行の支店業務についてもデータを提供している。6つの「その他国際金融センター」とは、オフショア・センターのことであるが、バハマ、バーレン、ケイマン諸島、香港、オランダ領アンチル、シンガポールである。

BISがこの属地統計で定義する「銀行の国際業務」とは、第一に「銀行のクロス・ボーダー業務」、第二に「居住者に対する外貨建て業務」という二つの

第1図 BIS銀行属地統計の国際業務



次元の異なった国際的性格をもった業務のことである。これを略図に表してみたのが第1図である。第一に、どのような通貨建てであれ非居住者との国境を越えた金融取引がこれに含まれる。この金融取引には、どのような方法であれ貸付などの資金の運用と、預金・借入れなどの資金の調達があるが、銀行のバランス・シートには、前者が非居住者に対する資産、後者が非居住者に対する負債として記帳される。これがいわゆる対外ポジション（external position）あるいはクロス・ボーダー・ポジション（cross-border position）と呼ばれるものである。第二に、その金融取引は国境を越えないが、外貨建てで居住者に対して行われた金融取引も国際業務に取り扱われ、この取引によって生じた銀行の対居住者外貨建て資産・負債も「銀行の国際業務」に加えられる。第一は、金融取引が国境を越えて行われたという点に国際性基準を求めたものであり、第二は取引通貨が外国通貨によって行われたという点に国際性基準を求めたものである。どちらの金融取引も複数国の金融主権が関係する点では国際的な性

格をもつが、前者は一国の領域主権の範囲を越えているのに対して、後者はその一部である通貨主権の範囲を越えている点で、監督規制やリスク管理面での違いはある。一般にBIS統計では「国際業務」という用語は、「非居住者に対するクロス・ボーダー・ポジション」に「対居住者外貨建てポジション」をプラスした意味で使用される。

取引相手は、大きく分けて、銀行の場合と、銀行以外の法人や個人の民間部門そして国や地方政府などの公共部門があるが、BIS統計では、銀行以外の後者は「非銀行」として一括されている。また通貨当局が「非銀行」に含まれている場合もあれば、別項目になっている場合もある。さらに略図に表した様に、取引相手の非居住者（銀行、非銀行、通貨当局）がBIS報告地域内の国に所在する場合と、BIS報告地域外の国に所在する場合がある。

前述したように、報告地域外の国に所在する銀行の国際業務は、BIS報告地域の親銀行や銀行本部による連結勘定が可能な場合以外には、把握できない。ところがBIS銀行属地統計は後に見る様に「連結基準」によって銀行の国際業務を集計したものではないので、報告地域外の国に所在する銀行の国際業務は、BIS報告地域国籍の銀行支店や子会社（現地法人）も含めて、把握できない。ただし、BIS報告地域外の国に所在する銀行・非銀行の国際取引の内、BIS報告地域所在の銀行との取引に限っては、BIS報告で把握できる。したがって、BIS銀行属地統計によって把握できない銀行の国際業務は、BIS報告地域国籍の銀行支店や子会社（現地法人）も含めBIS報告地域外の国に所在する銀行の、①BIS報告地域内の非銀行や通貨当局との取引、②BIS報告地域外の国に所在する銀行や非銀行とのクロス・ボーダー取引、③BIS報告地域外のそれぞれの国の居住者との外貨建て取引、ということになる。この点でBIS統計は「銀行の国際業務」の過小評価であるとの意見もある。それに対してBISは、報告地域外の国に所在する銀行は、報告地域所在の銀行と報告地域外の国の非銀行との資金仲介機能が主要業務であることを強調する。つまりここを拠点とした銀行の国際業務に関しては、BIS統計によって把握される報告地域の銀行との取引以外のもの（上に述べた①から③）は、取るに足りないことを主張する。

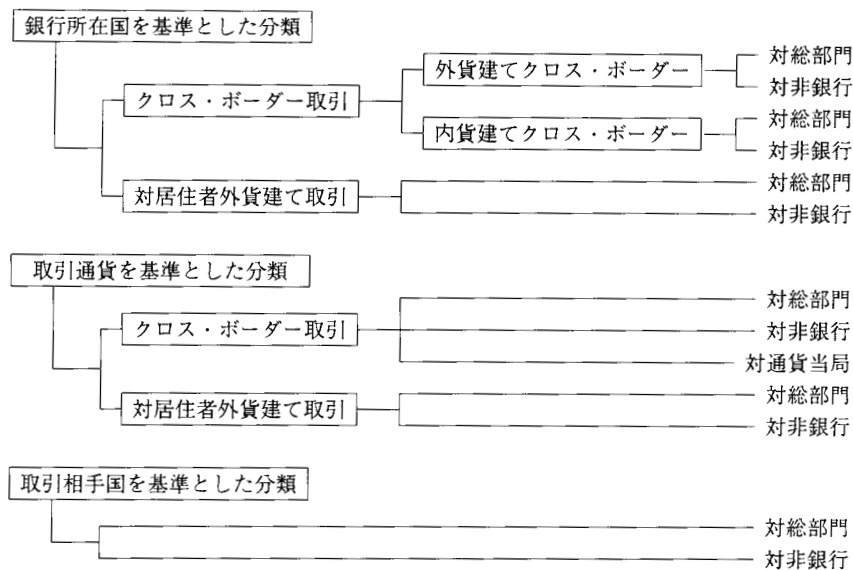
BIS属地統計の集計方法は、「連結基準（consolidation criterion）」や後ほ

ど検討する「国籍基準 (nationality criterion)」ではなく、国際収支統計と同様の「居住性基準 (residence criterion)」である。ある国に所在する銀行の国際業務は、その銀行の国籍に関係なく、この国の国際業務として把握される。例えば、日本で営業している米国の銀行支店や子会社（いわゆる現地法人）も日本の居住者であるから、この外国籍の銀行の所有する国際資産・負債は、米国の資産・負債ではなく日本の国の国際資産・負債として把握される。他方、例えば、日本の銀行の、その米国支店に対する資産・負債はそれが日本国籍の同一銀行に対するものであっても、米国に対するクロス・ボーダーの国際的な銀行間資産・負債ということになるのである。したがって、BIS銀行属地統計で、ある国の国際資産・負債として集計されたものの中には、①この国の国籍の銀行の国際資産・負債、②BIS報告地域の他の国の国籍の銀行支店や子会社（現地法人）の国際資産・負債、③BIS報告地域外の国の国籍の銀行支店や子会社（現地法人）の国際資産・負債、が含まれている。

BIS銀行属地統計は、BISに集計されたBIS報告地域に所在する銀行の国際資産・負債を、「銀行所在国を基準とした分類」、「取引通貨を基準とした分類」、「取引相手国を基準とした分類」という三つの分類方法で明らかにしたデータを提供する（第2図参照のこと）。これによって、国際金融動向の様々な側面からの分析が可能になる。

最初の「銀行所在国を基準とした分類」とは、BIS報告地域所在の銀行の国際資産・負債を、その銀行の所在国ごとに集計し、米ドル建てのストック・データと、為替変動上の名目変化を調整したフロー・データとして明らかにしたものである。例えば、国籍の如何を問わず日本に所在する銀行の国際資産・負債は日本という項目に集計され、日本所在銀行の所有する国際資産・負債として示される。このようにして各国について示されたデータは、それぞれの国の金融市場の国際的な金融取引関係のその時々状況と特徴を表す。これにより、BIS報告地域所在の銀行による国際的な資金仲介機能を、BIS報告地域のどの国の金融市場がどの程度どのように果たしているのかを、知ることができる。つまり、どの国の金融市場がより国際金融市場として発展しているかどうか、国際金融市場に占めるシェアはどの国が多いのか、などを把握できるのである。

第2図 BIS銀行属地統計における開示方法



なお、米国のオフショア市場であるニューヨーク IBFs や日本の東京オフショア市場（JOM）のデータは、分離して提供されている。

上の分類はさらに細分化され、クロス・ボーダー取引と対居住者外貨建て取引のそれぞれについて、銀行と非銀行に対するポジションを集計した「対総部門」と、そこから銀行に対するポジションを差し引いて集計した「対非銀行部門」の、取引相手部門で区分されたデータが提供されている。クロス・ボーダー取引はさらに外貨建てクロス・ボーダーと内貨建てクロス・ボーダーに分かれ、そのそれぞれについて、「対総部門」と「対非銀行」のデータが提供されている。これらのデータを使用すれば、各国の国際金融市場の特徴を把握することもできる。例えば、英国のようにユーロ市場が発展している金融センターでは、外貨建てクロス・ボーダー取引の割合が高くなるし、自国通貨の国際化が進んでいる米国ではドル建て、つまり内貨建てのクロス・ボーダー取引が盛んになるなど、である。さらに、銀行間取引が確認できるので、どの国の金融センターが国際的な銀行間市場として発展し、銀行間市場の統合のセンターになってい

なのか、ということも把握することができる。

次の「取引通貨を基準とした分類」とは、BIS報告地域所在の銀行の国際資産・負債を、その金融取引で使用された通貨ごとに集計したものである。米ドル、ベルギー・フラン、ドイツ・マルク、フランス・フラン、オランダ・ギルダー、イタリア・リラ、ポンド・スターリング、スイス・フラン、円、という9つの主要国通貨、そしてECU建てとその他、に集計され、米ドル建てのストック・データと為替変動上の名目変化を調整したフロー・データで示されている。この分類もさらに細分され、クロス・ボーダー取引と対居住者外貨建て取引に分けられ、そのそれぞれについて取引通貨ごとの集計値が表示されている。前者の取引相手部門には、「対総部門」と「対非銀行」に加えて、「対通貨当局」のデータも提供されている。この分類によって、BIS報告地域所在の銀行が全体として果たしている国際的な資金仲介機能に、どの国の通貨がどの程度使用されているのかを、知ることができる。したがってある国の国民通貨の国際化の程度や国際通貨としての国際的な役割を把握することができる。「対通貨当局」のデータも確認できるので、中央銀行の外貨準備に利用されている通貨を知ることできる。

最後の「取引相手国を基準とした分類」とは、BIS報告地域所在の銀行の国際資産・負債を、その取引相手の国ごとに一括集計したものである。BIS報告地域に所在する銀行全体が世界のどの国に対してどの程度の資産・負債を所有しているのかが、米ドル建てのストック・データと為替変動上の名目変化を調整したフロー・データで表示されている。世界中のすべての国が個々に取り上げられ、アルファベット順ではなく、BIS報告地域国、非報告地域のオフショア・センター、その他先進国、東欧諸国、OPEC諸国、非OPECの発展途上国、国際機関、その他、のグループ順にリスト・アップされている。この分類によって、BIS報告地域所在銀行の果たす国際的な資金仲介に対して世界のどの国がどの程度、資金の「取り手」あるいは「出し手」として機能しているのかを知ることができる。あわせてBIS報告地域所在銀行に対する個々の国の対外銀行債務を確認できる。

BIS統計の解説書は次の様に銀行属地統計の利用方法について説明する。⁶⁾

第一に、BIS報告地域で営業する銀行が、総体としてあるいはそれぞれが担う国際銀行業システムが、国際収支の短期の調整のために、さらに構造的・長期的ファイナンスのために、そして為替相場の変動に対して、どのような役割を果たしているのか、という問題を扱うための利用である。

第二に、その国際銀行業システムが、グローバル市場や国民金融市場における信用と流動性創造にどのような役割を果たしているのか、ということ进行分析するための利用である。

第三に、国、取引通貨、取引相手部門の三つの分類を利用して、例えば、国際銀行間取引の規模、国民通貨の国際的な役割、そしてそれぞれの国の対外銀行債務の規模などの推計のために利用できる。

第四に、公的準備の投資の捌け口としての、そして国際流動性創造の源泉としての、国際銀行業システムの重要性を評価するための利用である。

以上の様にBIS銀行属地統計は、国際金融分析のために貴重で有益なデータを供給してくれる重要な情報源である。しかし、残念ながら次に検討するように、いくつかの点で重大な不完全性・不十分性を宿していることも見過ごせない。

第一に、各国の統計上の定義と統計処理および集計基準がバラバラであり、BIS統計はこの各国のそれぞれの方式で作成されたデータに依存して集計されていることである。統計方法の国際統一基準が定められているわけではない。

まずは、BISにデータを報告する対象下にあるとされる金融機関の定義やタイプそしてその包括範囲が、そもそも各国で異なるのである。ここで詳しく述べる余裕はないので、その詳細を表にまとめた第1・2表をみれば明らかであろう。預金取扱金融機関のタイプの項をみると、広くは外国籍銀行を含め銀行法上のすべての金融機関を含むところから、狭くは外国所有下の現地法人を含まないところまである。しかも、貿易金融専門の金融機関を報告金融機関に含めているところもあれば、そうでないところもあり、例えば重要な対外業務を行っている米国の「合衆国輸出入銀行」が除外されているのである。また証券や郵便業銀行を報告対象に含めているところも、そうでないところもある。なお英国と米国のみ中央銀行の対外業務を部分的にであるが報告している。

第1表 BIS報告地域国(先進国)におけるデータ提供の金融機関のタイプ

| BIS 報告 地 域 国 (先進国) | 預 金 取 扱 金 融 機 関 ¹⁾ | 他の金融機関 | | | 公的機関 | | 資産・負 債の包括 度 ²⁾ |
|--------------------------|--|----------|-----------|-------|---------|----------|---------------------------------|
| | | 貿易 金融 | 証券 その他 | その他 | 郵便 業 | 中央 銀行 | |
| オーストリア | 銀行法適用下のすべての重要金融機関。 | ○ | × | × | × | × | ほぼ100 |
| ベルギー | 外国為替業務を認可されたすべての銀行。 | × | × | ○ | × | × | ほぼ100 |
| カナダ | すべての認可銀行と外国銀行 ³⁾ 。 | × | × | × | × | × | 90 |
| デンマーク | 10億D.kr.以上の対外ポジションをもつ商業・貯蓄銀行。 | × | × | × | × | × | 74/75 |
| フィンランド | 外国為替業務の権限をもつすべての銀行。 | × | × | × | × | × | 100/90 |
| フランス | すべての認可銀行と特別の位置にある金融機関。 | ○ | ○ | × | × | × | 100 |
| ドイツ | 1千万DM以上の対外資産・負債をもつすべての金融機関。 | ○ | × | ○ | ○ | × | ほぼ100 |
| アイルランド | すべての認可銀行。 | × | × | × | × | × | 100 |
| イタリア | 外国為替業務を認可されたすべての商業・貯蓄銀行。 | × | × | × | × | × | 100 |
| 日本 | 外国為替業務を認可されたすべての銀行。 | × | × | × | × | × | 93/100 |
| ルクセンブルク | ルクセンブルクで業務を認可され対外ポジションをもつすべての金融機関。 | × | × | × | × | × | 100 |
| オランダ | 外国為替業務を認可されたすべての金融機関。 | × | × | × | × | × | 不明 |
| ノルウェー | 1億ドル以上の対外ポジションをもつ5つの最大商業銀行。 | × | × | ○ | × | × | 92 |
| スペイン | 10億Pis.以上の対外債権をもつか、あるいは1つかそれ以上の外国支店をもつすべての普通・貯蓄銀行。 | × | × | × | ○ | × | 96/89 |
| スウェーデン | 外国為替業務を認可されたすべての銀行。しかし外国所有下の現地法人はふくまない。 | × | × | × | ○ | × | 97/86 |
| スイス | 5百万Sw.fr.以上の国際業務を行い、そして2千万Sw.fr.以上のバランス・シートをもつ預金取扱金融機関。 | × | × | × | × | × | ほぼ100/100 |
| 英国 | 1987年銀行法で預金取扱を認可されたすべての金融機関で、重要な国際業務を行っているもの ⁴⁾ 。 | 若干 | × | ○ | × | 一部分 | 100 |
| 米国 | 3千万ドルを越える対外資産か負債をもつ米国所在のすべての銀行営業所。 | × | ○ | パナマ支店 | × | 一部分 | ほぼ100 |

- 注) 1. 郵便業を行っていない単独の郵便業銀行を含む。
 2. 報告下にある銀行の対外資産・負債の、すべての銀行業の対外資産・負債総額に占める割合。
 3. 一定規模以下の銀行について、満期と相手部門の分類報告を免除。
 4. 一定規模以下の銀行について、取引相手国およびあるいは取引通貨の分類報告を免除。

出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, pp.5~6, より作成。ただしそれ以降の変更点については、四半期統計の巻末Annexで確認できる限りで改訂。1989年6月から、英国が報告金融機関の追加。1989年12月からフランスが報告金融機関の追加、スイスがクロス・ボーダーの信託基金(trustee funds)を報告ポジションに含める。1990年12月から、ドイツが報告金融機関の追加、ノルウェーが外国所有下の現地法人のポジションを報告、スウェーデンが親銀行の外国支店との取引を報告に含める。1991年12月からイタリアが特別金融機関の報告の追加。これらの変更によって上の表の資産・負債の包括度の数値の変更が必要。○はYes, ×はNone。

第2表 BIS報告地域国（オフショア・センター）におけるデータ提供の金融機関のタイプ

| BIS報告地域国 (オフショア・ センター) | 預金取扱金融機関 | 他の金融機関 | | | 公的機関 | |
|------------------------------|------------------------------|--------|----|------------------------------|------|------|
| | | 貿易 | 証券 | その他 | 郵便業 | 中央銀行 |
| バハマ | 1億米ドルを越える対外ポジションをもつすべての金融機関。 | × | × | 開発銀行 | × | × |
| バーレーン | オフショア銀行業のみ。 | × | × | ○ | × | × |
| ケイマン諸島 | オフショア業務を行う、分類AとBに属する銀行。 | × | × | × | × | × |
| 香港 | 百万香港ドル以上の対外ポジションをもつすべての認可銀行。 | × | × | × | × | × |
| オランダ領アンチル | オフショア業務のみ行う営業所。 | × | × | × | × | × |
| シンガポール | 商業銀行のオフショア業務部門のみ。 | × | × | マーチャント・ バンク ¹⁾ | × | × |

注) 1. オフショア業務を行う部門のみ。

出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.7, より作成。

原表には、資産・負債の包括度の項目もあったが、この地域の報告はオフショア業務を行う部門に限られるため数値が提供されていないので省略した。○はYes, ×はNone。

したがって、ある報告国でかなりの規模の国際資産・負債を持っている金融機関が、その国で銀行部門と認められそのデータがBISに報告されたとしても、それと同様のあるいは類似の金融機関が他の報告国では非銀行部門と扱われ、その国際業務がBIS統計から外れるケースも生じる。⁷⁾

おまけにさらに厄介なのは、対外資産・負債の相手方を「銀行」「非銀行」に分類する際の基準も、各報告国でバラバラであるということである。しかも、「銀行」「非銀行」の分類の判断は、公式にガイダンスを公表しているドイツ以外は、大多数の場合が報告金融機関の裁量に委ねられているので、それぞれの銀行の実務慣行の違いによっても、分類上の相違は生じる。この結果、ある報告国がある対外債権をある国の銀行に対する対外資産として報告しても、取引相手先の国でそれがその銀行の債務として分類されないことも起こり得るのである。⁸⁾ そうだとすれば、ある報告国が「非銀行」相手と分類したものの中には、実際には銀行や銀行類似の金融機関が含まれていることが多いことになる。この点から見れば、BIS統計の「非銀行」部分はかなり過大評価されているかもしれない。

それ以外に、各国の取扱いが著しく異なる分野には、貿易金融取引の取扱い、

銀行が発行・購入した国際証券の取扱い、延滞債権・利息の取扱いなどがある。

銀行が貿易金融業務に係わったとき、それによる信用供与が対外資産に計上されるのであるが、それをどの場合に対外資産と扱いどの場合に国内資産なのかについて、各国の取扱方法は異なる。銀行が直接に輸入業者に貸付けるバイヤーズ・クレジット（直接借款）は問題はないが、サプライヤーズ・クレジット（輸出延払金融）の場合に、銀行が買い取った外国為替手形について、手形の名宛人（外国の輸入業者）の居住性に従うのか、あるいは手形の持参人（輸出業者か手形割引業者）の居住性に従うかで、各国のルールと銀行の慣行が異なるのである。⁹⁾

銀行が発行・購入した国際証券の取扱いの各国の相違については、後のⅢ、金融イノベーションのところ、触れよう。

延滞債権の元本については、すべての先進国で、債務国に対する対外債権に含める処置が取られているのであるが、問題は対外債権の特別引当金処理が行われた時、その部分を対外債権から控除して報告する国と、貸倒れ償却が行われるまではそのままグロスで報告する国の違いがある。おまけに各銀行が、その裁量によって貸倒れ償却処置をしてその部分をバランス・シートから控除してしまった時には、BIS報告の数値からそのことを知ることはできないし、中央銀行もその詳しい情報を把握していないのである。延滞利息の取扱も異なっている。それを対外資産に含めるところとそうでないところの相違、さらに一定期間の経過後にそれを対外資産から償却する場合の経過期間の相違もある。¹⁰⁾

第二に、BIS統計に包括されない欠落部分や未報告の空白部分が無視できない程であり、統計の網羅性・厳密性という点で問題も大きいことである。

報告対象外の金融機関が対外業務を行っているケースがかなりあることについては先に述べた。これに加えて、その報告対象の金融機関についても、一定基準以下の対外業務を報告対象外にする措置を採用している国も多い。これについても先に挙げた第1表に明らかである。それによると、デンマーク、ドイツ、スペイン、スイス、米国がその措置を取っており、その結果、BIS報告で把握される対外資産・負債の、すべての銀行業の対外資産・負債に占める包括度

は、少ないところでデンマークの74/75%になる例もある。さらに、BIS 報告地域外に所在する銀行の対外取引の一定部分が報告外になることは、先に詳しく検討した通りである。これらの事情を考慮すれば、BIS 属地統計における国際業務は過小評価されていると見なければならぬ。

報告の際に分類が欠落していたり空白になっている部分についても見ておこう。それを表にまとめたのが、第3表である。米国やオフショア・センター国に特に空白が目立つ。米国における「取引通貨の分類」が欠落しているが、国際通貨としてのドルの力を考えれば、その多くがドル建てであるかもしれない。

BIS 銀行属地統計における報告が銀行のバランス・シートに依存したものであることについては前述したが、これによっても欠落部分が生じる。すなわちバランス・シートに記帳されないコミットメント・ベースやオフ・バランスの銀行国際業務が BIS 統計では把握されないため、実際に行われた銀行の国際業務や潜在的信用残高が低く評価されるのである。

例えば、ユーロ・シンジケート・ローンのような対外貸付は貸付金額が大きくまた貸付期間が長期に渡ることが多いため、最初の契約は、貸付の確約（コミットメント・ベース）によって行われ、その後徐々に引き出されるのが普通である。そして実際に引き出された部分のみが銀行のバランス・シートに記帳される。さらに近年の金融イノベーションは、次のⅢで検討するように、RUFs や NIFs などの、オフ・バランスのバックアップ・ファシリティを開発してきた。これらの方法は確約した信用供与枠の範囲内で貸付要求があり次第短期証券の発行によってそれに応じる便宜を提供するものであり、これによっても未使用の確約額（偶発債権額）が増大した。ところが、それはオフ・バランスであるためバランス・シートには記帳されないのである。これ以外にもスワップや金融先物取引、オプション、さらに手数料業務や保証業務などのオフ・バランス業務も国際金融取引で急増している。

第三に、BIS 統計が有効で多様な目的に役立つ国際金融統計であるためには、よりいっそうの情報とデータ分類の公表が必要で不可欠である。つまり現在の BIS 統計では重要で有用な情報が集計段階で隠されてしまい、そして公表されたデータ以外の情報は秘密扱いになっているのである。¹¹⁾

第3表 国際業務の報告のさいの分類の空白

| | 取引通貨の分類 ¹⁾ | | 対外ポジションの取引相手の部門分類 | |
|---------------------------|------------------------------------|------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | 対外資産・負債 | 居住者に対する外貨建てポジション | 公的当局に対する資産・負債 ²⁾ | 銀行、非銀行の分類 ^{2) 3)} |
| オーストリア | | | | |
| ベルギー | | | | 資産のデータなし |
| カナダ | 米ドル、ドイツ・マルク、スイス・フラン、ポンド建てポジションのみ | 左に同じ | | 資産のデータなし |
| デンマーク | | | | |
| フィンランド | | | | |
| フランス | | | | |
| ドイツ | | | | |
| アイルランド | | | | |
| イタリア | | | | |
| 日本 | | | | |
| ルクセンブルク | | | | 資産のデータなし |
| オランダ | | | | 資産のデータなし |
| ノルウェー | 米ドル、ドイツ・マルク、円、スイス・フラン、ポンド建てポジションのみ | 左に同じ | | データなし |
| スペイン | | | | |
| スウェーデン | | | | |
| スイス | 完全 ⁴⁾ | | 外貨建て総額と米ドル建てポジションのみ | |
| 英国 | | | | |
| 米国 | 分類なし | 分類なし | 資産のデータなし | 国内通貨建てポジションについてのみ |
| パナマの米国支店 | 分類なし | 分類なし | 資産のデータなし | 米国および「分類不能」項目に対するポジションについてのみ |
| その他主要金融センター ⁵⁾ | 分類なし | そのようなポジションなし | データなし | 通貨ポジション総計についてのみ |

- 注) 1. 特に表示がない場合には、その国は、資産と負債の総ポジションを、米ドル、ドイツ・マルク、円、ポンド、スイス・フラン、フランス・フラン、オランダ・ギルダー、イタリア・リラ、ベルギー・フラン、ECUs建てに完全分類して提供している。
 2. 特に表示がない場合には、データは提供されている。
 3. 特に表示がない場合には、その国は、「非銀行」と「その他」に完全分類して提供している。
 4. ECUs建てポジションについての報告なし。
 5. バハマ、バーレン、ケイマン諸島、香港、オランダ領アンテル、シンガポール。

出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.48, より作成。
 ただしそれ以降の変更点については四半期統計の巻末Annexで確認できる限りで改訂。1991年12月からスイスが信託勘定 (trustee accounts) の国籍と相手部門の分類の報告。

例えば、BIS銀行属地統計では、銀行資産・負債のタイプの区別ができないこと、資産・負債の満期構造を知ることができないこと、資産の相手部門に公共部門を確認できないことなどを挙げることができるが、銀行の国際業務の様子を詳しく知るためにはこれらの情報は必要である。

さらに、BIS銀行属地統計では、銀行による信用保証（いわゆるリスク・トランスファー）が確認できないことも、リスク管理や監督規制に役立つ情報であるべきとの点から見て、BIS統計の不十分性となろう。ある国の非銀行への信用供与の際に別の国に所在する銀行が信用保証した場合にも、バランス・シートにはある国の非銀行への債権として記帳されるだけで、リスク・トランスファーを確認できないのである。

最後に、銀行を経由した具体的な資金フローの実際と国際的な資金連鎖関係を知ることができるためには、各国の金融センター間の資産・負債の取引関係の情報が不可欠である。このためには「銀行所在国基準」で分類された国際資産・負債の相手国を、少なくとも地域群や地域ブロック別に公表することが必要である。

BIS銀行国籍統計

BIS銀行国籍統計（nationality statistics）は、ある特定国籍の銀行の、銀行グループ全体としての国際業務を把握するために、BISが四半期ベースで1983年終わりから公表してきた統計である。¹²⁾ BIS報告地域に所在する銀行の国際資産・負債は、BIS銀行属地統計におけるような「居住性基準」ではなく、銀行の「国籍やその所有関係」に基づいて集計される。つまりBIS報告地域国に所在するすべての銀行について、同一国籍の銀行・銀行支店やその支配的関係下にある子会社銀行の持つ国際資産・負債は、その国籍国の国際資産・負債として一括集計される。日本に所在する米国銀行の支店のもつ対外債権は、BIS銀行属地統計の「居住性基準」では、日本の国際資産ということになるが、BIS銀行国籍統計の「国籍基準」では、米国銀行の国際資産として分類される。国籍の認定は、親銀行が法人として設立された国か、あるいはそれが銀行認可を受けた国である。

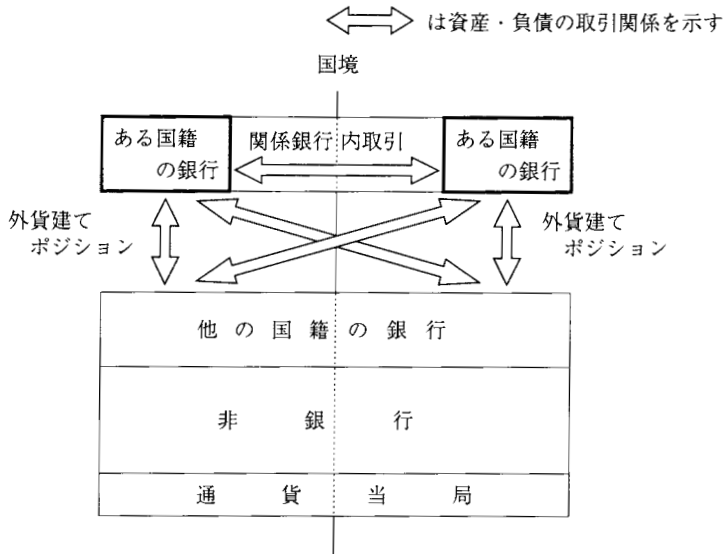
このBIS銀行国籍統計にデータを提供する報告地域国は、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国であり、BIS銀行属地統計の24ヶ国から、先進国のノルウェーとオフショア・センターの6ヶ国を除いた17ヶ国である。したがって、この統計によって把握されるのは、親銀行の所在国を問わず上述の17ヶ国に所在するすべての銀行、銀行支店、現地法人の所有する国際資産・負債についてである。BIS銀行属地統計と比べて報告国が少ないので、その点が後ほど検討するこの統計の不十分性の一つとなろう。

なお国際資産・負債のBIS定義は、BIS銀行属地統計の場合と同じである。また、たいていの国では金融機関のタイプやカバーする範囲も、銀行属地統計と同じであるが、米国、ルクセンブルク、オランダではその手続きは少々異なる。

17ヶ国のBIS報告地域の国は、それぞれの国籍の銀行の国際資産・負債を各国籍ごとに集計し、その総額（米ドル建てストック・データ）とさらにそれを4部門の取引相手に細分してBISに報告する。そしてそれがBISによって集計され、公表される。取引相手の4部門とは、「関係銀行内取引（related offices）」つまり、同一国籍（関係）銀行間の国際的な銀行内取引、「他の国籍の銀行との銀行間取引」、「民間や公共部門の非銀行との取引」、「通貨当局との取引」である。この区分はBIS銀行属地統計の取引相手部門の区分よりも詳しい。それを略図に表したのが、第3図である。

各国籍についての公表の方法は、BIS報告地域に関してはアイルランドを除いた16ヶ国について個々に公表され、さらに「その他BIS報告地域」という項目が設けられている。この「その他」項目には、それぞれの報告地域国に、或る国籍銀行が一行しか存在しない場合、そして非公表扱いのためそのデータをBISにディスクローズできない場合に、総数として報告される項目である。だから、この項目には、BIS報告地域のいろんな国籍の銀行も含まれている。BIS報告地域外に銀行本部や親銀行が所在する銀行の国籍については、「その他先進国」「東欧諸国」「ラテン・アメリカ」「中東」という広いグループに分類さ

第3図 BIS 銀行国籍統計の開示方法



れている。これに加えて、「コンソーシャム銀行」「その他」「分類不能」の3項目が設けられている。コンソーシャム銀行は、複数の親銀行や親会社の共同所有下にあり、国籍確認が困難であるためである。

この統計によって初めて、「居住性基準」の方法では把握できなかった多国籍銀行業のグローバルな営業の一端が明らかにされる。その点でこの国籍統計はきわめて貴重なデータである。もちろんそれぞれの多国籍銀行のグローバル営業ではなく、それが各国籍ごとに集約された特徴としてしか、把握できないという限界はあるが、それでもグローバル市場を舞台に激しい競争を繰り広げている多国籍銀行業の成長と発展の様子、そしてそれぞれの国籍銀行の多国籍化と多国籍的国際業務の特徴、さらに銀行グループ内取引の規模から推定される国際的なネットワークの広がりや国際的な銀行間取引の規模、さらに中央銀行などの通貨当局との取引規模を知ることができるのである。

BIS統計の解説書は次の様に銀行国籍統計の目的と利用方法について説明する。¹³¹⁾

第一に、それぞれの国籍の銀行グループの国際的な役割を明らかにすること、

さらに国際的な銀行間市場の構造に光を当てることである。

第二に、ある国籍の銀行グループが国際銀行市場において、ネットの資金の出し手としてか、あるいは資金の取り手としてか、いずれの役割を果しているのかを評価するために、利用することである。

しかし、このBIS銀行国籍統計にも問題は多い。第一に、統計基準の各国の不統一性についてであるが、この統計の最も基本的な部分である銀行国籍を確認するための基準、すなわち何%の議決権株式の所有をもって「支配的持ち分 (controlling interest)」と見なすのか、という基準が各国について異なるのである。銀行支店についての国籍認定は法的に一体のものとされる親銀行の国籍を確認すれば簡単であるが、銀行子会社 (現地法人) については、親銀行や親会社による経営への支配・影響度を確認する必要がある、その支配度が一定基準を満たせば、子会社は親銀行の国籍銀行と扱われるが、その基準以下であれば子会社が設立された現地国の国籍銀行になる。ところがこの基準が、ある国では過半数の株式を所有することが必要とされ、他の国では過半数に至らなくても、実質的な支配を確認できれば、例えば25%であっても認定され、さらに100%の所有が要求される国もあるのである。しかも親銀行に対する基準と関係銀行に対する基準が異なっている国もあるという。現地法人については、これらの異なった基準で国籍分類された国際資産・負債がBISに報告・集計されているのである。したがって国際資産・負債の相手部門を「関係銀行内取引」に分類する際にも、これらの異なった基準による国籍認定によって行われている。このため、BIS統計の解説書は、「関係銀行内取引」のポジションについての、各国籍銀行間の厳密な国際比較は不可能であるとの注意を与えているのである。¹⁴⁾

第二に、統計の網羅性についてであるが、前述したように、多国籍銀行の活動拠点として重要な位置を占める6ヶ国のオフショア・センターが欠け落ち、報告地域国が少ないということに加え、報告地域国でもこの統計に詳しいデータを提供しない国がかなり有ることは見過ごせない。それを表にまとめたのが、第4表である。

第三に、BIS銀行国籍統計は部門分類の方法による分析を公表しただけであ

第4表 国際銀行市場における銀行国籍構造についてのデータの空白

| 報告地域国 | 外貨建て対外ポジション | | | 内貨建て対外ポジション | | | 居住者に 対する 外貨建て ポジション | 国際証券のデータの 総数値への算入 | | | |
|---------|-------------|-------|--------------------|-------------|-------|--------------------|------------------------------|----------------------|------|--------------------|---|
| | 総計 | 分類 | | 総計 | 分類 | | | 資 | 産 | 負 | 債 |
| | | 自行営業所 | 通貨当局 ¹⁾ | | 自行営業所 | 通貨当局 ¹⁾ | | | | | |
| オーストリア | | | | | | | | | | | |
| ベルギー | | | | | | | | | | | |
| カナダ | | | | | | | | | | | |
| デンマーク | | | | | | | | | | | |
| フィンランド | | | | | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | | | | | |
| アイルランド | | | | | | | | | | | |
| イタリア | | | | | | | | | | | |
| 日本 | | | | | | | | | | | |
| ルクセンブルク | | | | | | | | | | | |
| オランダ | | | | | | | | | | | |
| スペイン | | | | | | | | | | | |
| スウェーデン | | | | | | | | | | | |
| スイス | | | | | | | | | | | |
| 英国 | | | | | | | | | | | |
| 米 | | | | | | | | | | | |
| 国 | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし | 報告なし ³⁾ | |

注) 特に表示がない場合には、数値は入手されている。

1. 資産のみ。 2. カナダ国籍の銀行のポジションのみ報告。 3. 譲渡性CDのみ参入。
出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.61, より作成。ただしそれ以降の変更点は見当たらない。

るが、これではある国籍銀行の国際的規模の活動、すなわち多国籍銀行としての活動の全容を明らかにしたものにはならない。多国籍銀行のワールド・ワイドな活動の全体像が把握できるためには、ある国籍銀行の国際資産・負債が、本国、そして現地拠点国ごとに分類して公表される必要がある。少なくとも現地国を地域群やブロック別に分けるか、本国と現地国を区別したデータが必要であろう。さらに、BIS銀行属地統計について指摘したのと同様に、資産・負債の相手国やタイプ、満期構造、そして公共部門の確認ができればさらに望ましい。

BIS連結満期統計

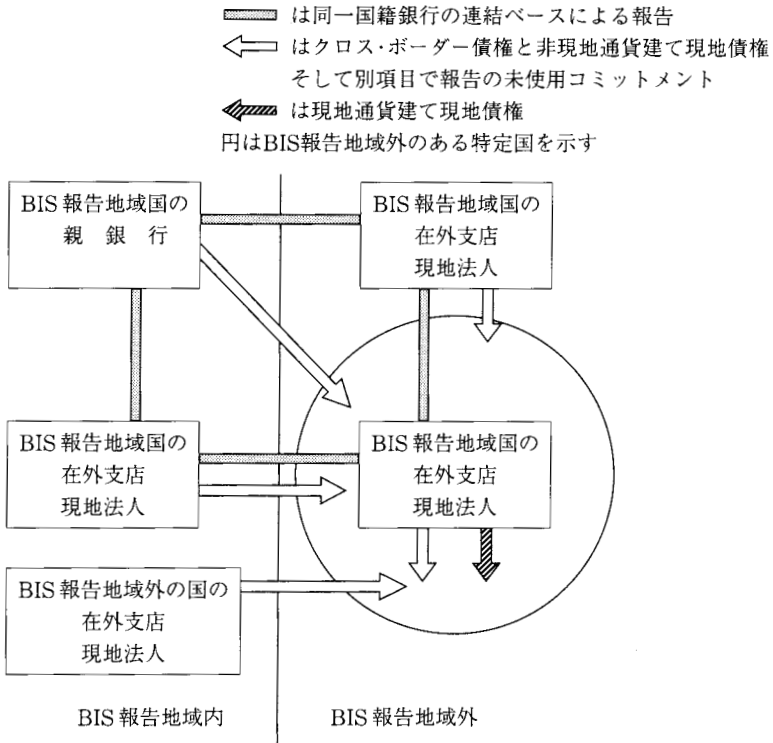
BIS連結満期統計（consolidated maturity statistics）は、BIS報告地域外の個々の国に対する銀行債権総額、すなわちグロスの資産ポジションを、BIS報告地域外のそれぞれの国について詳細に把握するために、半期ベースでBISが公表する統計である。¹⁵⁾

このBIS連結満期統計にデータを提供する報告地域国は、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国であり、前記のBIS銀行国籍統計と同じく、BIS銀行属地統計の24ヶ国から、先進国のノルウェイトオフショア・センターの6ヶ国を除いた17ヶ国である。

BIS連結満期統計の集計方法は、これまでの属地統計や国籍統計と比べて著しく異なる特徴を持っている。

第一の特徴は、BIS報告地域外のある特定国に対する銀行債権が、世界的規模の連結勘定で、把握されることである。つまり、BIS報告地域に親銀行や銀行本部が所在する銀行については、その銀行支店や子会社（現地法人）がどこの国や地域で営業しているように、ワールド・ワイドに行われたBIS報告地域外の特定国との取引を、親銀行や銀行本部の国が連結勘定で把握してBISに報告するのである。同一国籍のBIS報告地域の銀行の、BIS報告地域外のある特定国に対するクロス・ボーダー債権と非現地通貨建て現地債権はそのすべてが合

第4図 BIS銀行連結満期統計の開示方法



算され、同一国籍銀行間の債権は消去される。このようにしてBIS報告地域国によって提供されたデータが、BIS報告地域外の特定国ごとに集計され公表されるのである。それを略図に表してみたのが第4図である。

この連結方式によって、BIS銀行属地統計では把握できなかった、BIS報告地域外に所在するBIS報告地域の銀行の銀行支店や子会社（現地法人）の、現地拠点における業務もカバーすることが可能になった。BIS報告地域外の特定国の居住者に対する非現地通貨建て債権がクロス・ボーダー債権と連結して把握されることについては、前述したが、そのうえさらに、BIS報告地域外に所在するBIS報告地域の銀行の銀行支店や子会社（現地法人）が、現地通貨で現地居住者に対して行った現地業務も、資産・負債の両方について、別項目で各国についてそれぞれ公表されるのも、この統計のメリットである。

また、連結方法に伴う二重計算の弊害を防止するために、「BIS 報告地域外の当該国に所在する外国籍銀行に対する債権」というデータも公表されている。これは、例えば、英国に親銀行が所在する銀行が、報告地域外の国（例えばブラジル）に所在する米国籍銀行に信用供与しそれが現地で貸付けられた場合、連結ベースだとこの現地貸付を英米両国籍銀行が対外債権にカウントすることになる。ブラジルは両方の国から対外債権を与えられたことになるという、二重計算による不都合が生じるのである。このデータの公表は、その二重計算部分を明示するためである。ただし、報告地域外のそれぞれの国に所在する外国籍銀行が報告地域内の銀行かどうかは確認困難なので、この項目は二重計算の最大値を示す。¹⁶⁾

なお、BIS 報告地域外に銀行本部や親銀行がある BIS 報告地域所在の銀行や、国籍が確認できない銀行については、属地統計と同様に連結ではなく、BIS 報告地域外に対するクロス・ボーダー債権のデータが BIS に報告される。

第二の特徴は、これまで BIS 統計について指摘してきた不十分性が、この連結満期統計では改善されていることである。すなわち BIS 報告地域外の特定国に対するクロス・ボーダー債権と非現地通貨建て現地債権の総額は、その債権の満期構造と債権の相手部門が詳細に明示され、個々の国について、公表されているのである。債権の満期は残余満期で、「1年を含めそれ以下」、「1年を越え2年以内」、「2年を越えたもの」、の3分類である。債権の相手部門は、「銀行部門」、「公共部門」、「非銀行の民間部門」の3区分である。これまでの BIS 統計と比べて、公共部門が新しく付け加わって詳しくなった。

さらにこの統計の第三の特徴は、これまで述べてきた引出しベースの、すなわちバランス・シートに記帳された債権ベースだけではなく、未引出し (undisbursed) の、あるいは未使用 (unused) のクレジット・コミットメント (credit commitments) の残高を、報告地域外の各国について公表していることである。集計方法は第一の特徴のところで述べたのとまったく同様に、BIS 報告地域国の銀行については連結ベースで、それ以外の銀行は属地ベースで報告・集計される。同一国籍銀行間のクレジット・ラインは消去される。貸付金額が大きくかつ長期にわたるといふ国際取引の性格や金融イノベーションの発

展のため、コミットメント・ベースの潜在的信用残高がバランスシート・ベースを上回ることについては前述した。この点で、このデータの公表は、BIS報告地域外の国に対してという限界はあるものの、目覚ましい改善点である。

BIS統計の解説書は、この統計の目的が、BIS報告地域の国籍銀行と所在銀行に対する、BIS報告地域外のそれぞれの国の債務の、満期構造と部門分類を明らかにすることであると説明する。¹⁷⁾ この統計が、ここまで詳細にBIS報告地域外の国に対する対外銀行債権を明らかにできたのも、先進国の立場からカントリー・リスクを意識し、カントリー・リスク管理のための情報整備の目的があったからであろう。しかしこのデータは、報告地域外の国の対外債務の全体ではなく、あくまで銀行債務に限られていること、さらに公的保証の貿易金融業務は除外されていることは留意しておかなければならない。¹⁸⁾

以上のように、これまでのBIS統計と比べて、多くの点で目覚ましい改善が見られるBIS連結満期統計ではあるが、対外債権の相手部門の分類や満期構造については、各国の基準や定義の格差は大きい。例えば、通貨当局を銀行部門に含めている国と公共部門に含めている国の違い、さらに外国の公企業を公共部門ではなく非銀行の民間部門に含めている国などもある。

さらに、銀行国籍統計と同じく報告地域国が少ないこと、詳細はつまびらかにされていないが報告免除の基準が高いこと、また報告地域国でも「報告なし」の国がとりわけ多いこと（第5表参照のこと）、最後にこの統計でもBIS報告地域外に所在する銀行の内、BIS報告地域外に親銀行や銀行本部が所在する銀行の、BIS報告地域外の特定期国との取引はカバーされないことなど、データの欠落と空白部分も大きい。資産の満期構造は公表されたが、資産のタイプはこの統計でも不明である。このため、例えば、一年以内の残余満期債権には、報告日から一年以内に満期を迎える長期信用から短期の運転資金残高、そして為替手形の保有までが含まれることになる。

BIS連結満期統計は、債務者側、つまり資金の受け手についての詳細なデータを公表したが、債権者側、つまり資金の出し手についての情報は何も明らかにしていない。せっかく連結ベース、資産満期構造、未使用コミットメントなどの画期的な統計処理方法を開発したのであるから、これを生かして連結ペー

第5表 連結満期統計におけるデータ報告の空白

| 報告地域国 | 資産の満期による分類 ¹⁾ | 資産の相手部門による分類 ²⁾ | BIS報告地域外の当該国に所在する外国籍銀行に対する債権 | 報告銀行の現地拠点による現地居住者に対する現地通貨建てポジション | 未使用のクレジット・コミットメント |
|---------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------|
| オーストリア | | | | 報告なし | |
| ベルギー | | | | | |
| カナダ | | | 報告なし | | |
| デンマーク | | 報告なし | | | |
| フィンランド | 報告なし ³⁾ | | | | |
| フランス | | | 報告なし | | |
| ドイツ | | | | | |
| アイルランド | | | | 報告なし | |
| イタリア | 報告なし ⁴⁾ | | | | 報告なし ⁵⁾ |
| 日本 | | | | | |
| ルクセンブルク | | 報告なし | 報告なし | 報告なし | |
| オランダ | | | | 報告なし ⁶⁾ | |
| スペイン | | | | | |
| スウェーデン | | | | | |
| スイス | | | | | |
| 英国 | | | | | |
| 米国 | | | | | |

注) 「報告なし」とは、報告がないか、報告が標準的定義に基づいていない場合を示す。

1. 三つの満期区分（一年以内；一年を越えて二年以内；二年を越えたもの）と「分類不能」項目に、すべての通貨建てのクロスボーダー債権と非現地通貨建ての現地債権のデータを分類したものの。
2. 三つの相手部門（銀行；公共部門；非銀行の民間部門）と「分類不能」項目に、債権のデータを分類したものの。
3. 一年以内の当初満期の債権だけが報告され、長期債権は「分類不能」項目に分類されている。
4. 当初満期の方法で、異なった満期区分により報告されている。同一銀行内債権が僅かであるが、含まれている。
5. イタリアで営業している銀行の未使用クレジット・コミットメントのみ報告。
6. ネット・ポジションだけが報告されている。

出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.65, より作成。ただしそれ以降の変更点については半期統計の巻末Annexで確認できる限りで改訂。「資産の相手部門による分類」は、フィンランドが1988年12月から、スウェーデンが1990年6月から報告。「当該国に所在する外国籍銀行に対する債権」は、フィンランドが1989年6月から、スウェーデンが1990年12月から報告。「報告銀行の現地拠点による現地居住者に対する現地通貨建てポジション」は、1989年12月からスウェーデンが報告。

スの銀行国籍ごとにか、あるいは所在国ベースを加えてか、債権国ごとに銀行債権額と満期構造、そして未使用コミットメントが公表されれば、リスク管理情報としてより完成された統計となるであろう。

さらにBIS連結満期統計の目的が、BIS報告地域外の途上国に対する銀行債権額に光を当てることであったとしても、国際金融取引の圧倒的部分を占めるBIS報告地域内での銀行国際業務が、この画期的な統計方法の適用から除外される理由は見当たらない。これが実施されれば、これまでBIS統計について指摘してきた問題の多くが一挙に解決されるであろう。

Ⅲ. 金融イノベーションとBIS国際金融統計

1980年代から国際金融市場で急速に発達・普及した金融イノベーションは、それまでの国際金融取引とその手法に一大変革を引き起こした。これによる影響はマクロ経済面から経済政策・金融政策、それに金融の健全度監督などの広い分野に及び、それまでの伝統的な方法では対応できない多くの政策課題を発生させた。とりわけ重大なのは、それらの政策決定の判断材料になるデータの獲得に困難を生じせしめたことである。というのはBISの国際銀行統計の有効性とこれによるモニター機能が、この金融イノベーションによって損なわれるという事態が発生したからである。

この金融イノベーションは、その取引手法の特徴からみて、いわゆるセキュリティタイゼーション（証券化）とオフ・バランス業務に大まかに分けることができる。セキュリティタイゼーションは、銀行による預金の受け入れと貸付方式（バンク・ローン）に替わって、国際証券市場で借入れ人が債券（ボンド）を発行して直接に投資家から資金調達する方式（ボンド・ファイナンス）が増大した現象である。さらに銀行自身も、折から強められてきた自己資本比率規制への対応のための自己資本強化と資金の運用・調達のミスマッチ対策のため、証券発行による資金調達を増加させた。多い時では国際証券発行の半分は銀行によるものであった。

オフ・バランス業務には、通貨・金利スワップや金融先物取引（フューチャー）やオプション取引、その他手数料業務や保証業務がある。為替リスクや金利リ

スクにさらされる国際金融取引では、リスク・ヘッジのためにそして、自己資本比率規制対策やROAの向上のため、これらの業務のニーズが高かったのである。

さらにその両方の手法を合わせ持ったNIFsやRUFsなどのハイブリッド型の金融取引手法がある。これは先にも述べたが、信用供与枠を提供し、引出し要求があればユーロ・ノートの発行によってこれに応え、売れ残りが出たときの購入引受かそれに代わる信用供与を保証する方法である。オフ・バランスと短期証券の発行の金融テクニクが結合されている。

これらの金融イノベーションが、BIS統計の有効性をどのように損傷させたのだろうか。¹⁹⁾

第一に、とりわけ深刻なセキュリタイゼーションによる影響であるが、BIS報告制度の外部にある証券会社のような金融機関が、金融仲介の役割を高めることによって、BIS統計によって把握できない信用フロー部分が増加することである。セキュリタイゼーションは銀行の報告制度に依存した統計の有効性を傷つける。

第二に、これもセキュリタイゼーションによるものであるが、資産が譲渡可能になりその流動的性格を強めることによって、それらの所有者を追跡・確認することがますます困難になることである。とりわけユーロ・ボンドは持参人払いの匿名性であるため、所有者の追跡・確認は不可能である。このため銀行資産が証券化され追跡不能の部門に譲渡された場合、それによってBIS報告制度下の銀行の資産の減少が生じたとしても、それは必ずしも借入れの減少を示すものではない。

第三に、金融イノベーションの特徴であるオフ・バランス業務や取引の成長も、BIS統計のように銀行のバランス・シートに記帳されたデータに依存している銀行統計の有効性を傷つける。例えば、通貨・金利スワップは、実際に負担している債務とバランス・シート上の債務を異なったものにしてしまい、バランス・シート上から実際の債務内容を確認することは困難になる。さらにNIFsなどのバックアップ・ファシリティは、貸付確約された信用供与枠を膨張させるが、それはバランス・シートには現れない。

このような深刻な事態もあって、BISは先進10ヶ国グループの中央銀行総裁の要請に応じて、10ヶ国中央銀行とBISによって構成されるスタディ・グループを、1985年に、発足させた。金融イノベーションが国際金融システムの安定と機能、金融政策、そして金融統計システムに及ぼす影響を広く考察し、今後の討論の材料とフレーム・ワークを提供するためである。詳細な政策変更の勧告が目的ではないこと、さらに10ヶ国中央銀行やBISの見解を示すものでないことが、予め断われている。

スタディ・グループは、1986年に、その研究報告（いわゆるクロス・レポートと知られているもの）を発表した。そしてそのなかで、次の7点についてBISの国際銀行統計の改善を提起した。それを要約してまとめてみよう。²⁰⁾

第一に、銀行のバランス・シートの資産側に、銀行の保有する国際証券のすべてを含めること。国際証券とは、内貨建て外貨建てを問わず非居住者が発行した証券、さらに外貨建てで居住者が発行した証券である。

第二に、その国際証券について、次の分類をすること。(a)銀行が発行した証券および非銀行が発行した証券、(b)固定金利および変動金利の長・中期債、ユーロ・ノート、ユーロ・コマーシャル・ペーパー、その他短期証券、(c)発行者の居住国。(a)と(b)はマクロ経済やマクロ健全度のモニターのために有益であり、(c)は国際資本フローと対外債務をモニターするために必要である。

第三に、銀行のバランス・シートの負債側に、銀行の発行するすべての国際証券を含めること。ただし、通貨・金利スワップが銀行の発行した証券のタイプ（金利・満期等）の実際の確認を困難にし、そのうえ証券の保有者についての情報入手は一般に不可能であるなどの問題がある。

第四に、銀行の証券保有については、BISの四半期の国際銀行統計の枠組みで情報を集計すれば十分であること。BIS半期統計のためには銀行の証券保有は相手国に対する債権総額に算入される。NIFsの未引出しのバックアップ残高は「未使用のコミットメント」に含めるべきだが、引出された場合の二重計算には注意が必要である。

第五に、NIFsのような国際信用バックアップ残高については、それぞれの国の銀行が、BIS四半期・半期報告に加えて、詳細な相手部門を含めた報告を

すること、およびNIFsのアレンジや引受、販売に関係している金融機関までBIS報告範囲を広げることが、検討されるべきこと。ユーロCPなどの非引受証券についても同様に検討されるべきこと。

第六に、スワップ、FRA、その他ヘッジ・タイプのオフ・バランス業務の市場規模、各国籍銀行グループのこれらの市場における役割、これらの市場が銀行間市場の代替として機能している程度についての情報が必要である。それゆえ、健全度上の目的から監督当局が集めた銀行のオフ・バランス業務についての情報が集計できるかどうかを検討すべきであること。

第七に、BISの国際銀行統計の包括範囲を広げるため、そして国際証券市場を通じたネットの資本フローを把握するために、イングランド銀行（BOE）やOECDなどのデータ、および国際証券取引業者協会（Association of International Bond Dealers : AIBD）のデータを使用するかどうかを検討すべきであること。前者は、個々の取引についての公開情報を集めたものであり、借入れ人、商品のタイプ、取引通貨についての分類情報を提供している。後者は、新規の発行額から償還と買戻し額を差し引いたネットの借入れ、および債券残高についての情報、さらに借入れ人の国籍、発行通貨、商品のタイプを提供し、BISのストック・データに類似している。

第一から第四で提起された改善策は、銀行の国際証券市場への関与とそこでの活動状況の詳細を、これまでのBIS統計の枠組みで把握しようとしたものである。セキュリタイゼーションのBIS統計への影響も、銀行が国際債を発行して資金調達したり、それを購入して資金供与する限りで緩和される。それが銀行バランス・シートの資産・負債勘定に詳細に記載され、そのように報告されるならば、その範囲で債券市場を経由した資金フローの実態を把握することができるからである。しかも実際にこの銀行による証券活動はかなりの割合に上るので、銀行バランス・シートの報告によって、国際証券市場における資金フローのかなりの部分を詳細に把握できる。ただし、それも銀行が国際債を保有してその情報を提供できる場合について言えることであって、銀行が国際債を発行して資金調達した場合には、先にも述べた事情から、その購入者やその後の保有者のタイプや国籍について知ることは困難である。さらに国際債発行

によって生じた銀行債務の多くがスワップされていることは今日では常識であって、これらに関する情報入手の改善と対策は依然として残されている。

なお、BIS連結満期統計の「未使用コミットメント」に、NIFsのバックアップ残高を算入して、BIS報告地域外の国に対する信用供与の確約額をより正確に反映させることも、提案されている。ただし、引出しのため発行されたユーロ・ノートが銀行に保有され、それがバランス・シートの資産に計上されれば、BIS報告地域外の国に対する債権総額に二重計算が生じる。このためこの控除の方策の検討も提起されているのである。

第七の改善策は、これも国際証券市場に関するものであるが、BIS統計の報告範囲外にあって、従来のBIS統計では収集不可能な国際証券市場の活動についての、情報入手の改善方法を提起したものである。他の国際機関や中央銀行の有益な情報を利用すべきことが主張されている。このためにはデータ整備にあたっての国際間協力の必要性が重要になる。

第五の改善策は、銀行バランス・シートに現れないNIFsなどの未引出しのバックアップ残高についての情報把握の提案である。これも従来のBIS統計の報告範囲外に属するため、銀行に新しい報告義務を課するか、さらにこの業務に係わっている金融機関にも報告を求めるといふ、改革案が提起されている。

第六の改善策は、リスク・ヘッジのための銀行のオフ・バランス業務についての情報把握の必要性である。というのは、これまで国際的な銀行間市場が、為替リスク対策の持高調整や金利ミスマッチ対策のための資金調整の役割を果たしてきたので、それだけ市場は膨張している。ところがスワップやフューチャー、オプション市場を、銀行がリスク・ヘッジのために利用するようになれば、この市場も影響を受けるからである。

以上のように提起された方策に応じてBIS統計を改良する努力と試みは、統計の変化を見る限りでは、1988年から開始されている。

1988年5月のBIS四半期統計には、初めてユーロ・ノートについてのデータが公表され、現在も続いている。これはユーロ債の保管や資金の集中決済を行う民間の国際機関であるユーロ・クリアー（Euro Clear）から情報提供を受けて公表したものである。²¹⁾

このユーロ・ノートには、NIFsやRUFsのような短期債購入引受けや貸付バックアップを伴った引受けファシリティ型と、非引受けあるいは非コミットメントのユーロ・コマーシャル・ペーパーの発行プログラム型がある。そのどちらも、満期期間が1年以内の、通常3ヶ月から6ヶ月である持参人払いの無担保約束手形をユーロ市場で投資家に向けて販売（place）するものである。これに加えて、満期期間が1年から5年になる中期ユーロ・ノート（euro medium-term note）がある。ユーロ・クリアーの「ユーロ・ノート」統計はこれらをすべて含めたものである。

一般に証券のデータを収集するのに、証券の販売内容が公表されこれから募集が開始されるという時期の発行データを集計する募集公表時点（announcement date）方式と、販売が完了して払い込みが終わった時期の発行データを集計する募集完了時点（completion date）方式がある。公表ベースのデータは、ある一定の時期での市場の実勢や心理状態をより正確に把握するために有益であるが、実際に行われた信用供与の実態を測定するためには完了ベースのデータが必要である。市場が混乱した時には、例えば1987年の永久債の暴落の時の場合のように、それぞれの方法で測定されたデータの隔たりは大きくなることもある。「ユーロ・ノート」統計は、募集完了ベースの残高を集計したストック統計である。

1988年5月に公表されたデータは、ユーロ・ノート全体についての残高とその内「短期の引受け型ユーロ・ノート」の残高について、それぞれ発行者（借入れ人）の国籍と銀行・非銀行の分類を詳細に明らかにしている。この時点では、バックアップを伴ったコミットメント・タイプかどれぐらいあるかに関心が強かったのであろう。ところがそれ以降1990年5月からの公表方法は、ユーロ・ノート全体についての残高とその内「ユーロ・コマーシャル・ペーパー」の残高について、それぞれ発行者（借入れ人）の国籍と銀行・非銀行の分類を詳細に明らかにする方式に変わる。その背景にあったのは、コミットメントのリスクに監督当局の関心が高まって各国で規制強化の動きがあったこと、さらに1987年にバーゼル・アコード（いわゆるBIS規制）でオフ・バランス規制が合意されたことであろう。このためユーロ・ノート全体に占める引受け型ユー

ロ・ノートの割合は極端に減少した。かわって非引受け型のユーロ・コマーシャル・ペーパーが増加基調になった。

1990年8月には、イングランド銀行の調査した情報提供を受け、アナウンス・ベースのフロー・データも公表されている。さらに1992年5月からは、中期ユーロ・ノート残高も公表されている。この前後からこのノートの発行が増加し始めたのである。

このように目まぐるしく変化した「ユーロ・ノート」統計であるが、現在では、募集公表ベースで、新規のユーロ・ノートの発行額、そしてその内のユーロ・コマーシャル・ペーパーと中期ユーロ・ノートの発行額、さらにそれぞれについて、発行者の国籍を知ることができる。さらに募集完了ベースのストック・データとして、上と同種類のユーロ・ノートの残高と、それぞれについて発行者の国籍と銀行・非銀行の区分を確認することが可能になった。以上の様に今では詳細なデータを入手できるのであるが、しかしこれらはすべて発行者サイドの、つまり資金調達者側の情報であり、資金提供者側の、つまりユーロ・ノートの最初の購入者とその後の保有者についての情報は入手困難なままであり、実際の資金フローについてはまったく不明なのである。

先に四点にわたって、国際証券の保有者・発行者としての銀行の活動をその対外ポジションに反映させる改善策について提起があった。第6表と第7表は、その実施状況を把握するために、1988年のBIS統計の解説書に確認できる限りでその後の変更部分を織り込んだものである。細部には違いがあるかも知れないが、これによっておおまかな現状を理解することができる。

表の左半分の資産側、すなわち銀行による国際証券の保有を対外資産に算入する側面について見てみると、算入しない国にデンマーク、シンガポール、さらに金融大国の米国があるという問題もあるが、ほとんどの国が銀行の保有する公社債や株式などの国際証券を対外資産に算入している。しかも発行者の国籍と部門の分類、さらに発行通貨について詳細に報告されている。ただし、オフショア・センターの3つの国については、国籍は「発行の行われた国」であり、ベルギーは相手部門をすべて「非銀行」に分類している。しかしここでの最大の問題は、算入する証券のタイプについての各国の定義が不統一であるこ

第6表 BIS 報告地域国（先進国）における対外ポジシヨンの報告のさいの国際証券の取扱い

| BIS 報告 地域 (先進国) | 銀行による証券保有の対外資産への算入 | | | | | 銀行による証券発行の対外負債への算入 | | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|-------|-------|------|--------|---------------------------|----------|-------|-----------|------|
| | 算入される証券のタイプ | | | 分 類 | | 算入される証券のタイプ | | | 分 類 | |
| | 国 | 籍 | 発行者の居 | 発行通貨 | 相手部門 | 国 | 籍 | 発行の行わ | 発行通貨 | 相手部門 |
| オーストリア | 長・中期債、その他外国証券 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 長・中期債、その他外国証券（別項で報告） | 発行の行われた国 | ○ | 銀行に分類 | |
| ベルギー | 長・中期債、参加株式も含めた外国証券へのポートフォリオ投資 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | 非銀行に分類 | 外貨建ての長・中期債 | なし | ○ | なし | |
| カナダ | 長・中期債、保有株式 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 変動金利中期債 | 発行の行われた国 | ○ | 非銀行に分類 | |
| デンマーク | (別項で報告) | — | — | — | — | (別項で報告) | — | — | — | |
| フィンランド | 長・中期債、保有株式 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 長・中期債（別項で報告） | なし | なし | 銀行の償行が異なる | |
| フランス | 大蔵省証券その他短期政府証券、長・中期債、その他証券 | 発行者の居 | 発行者の居 | 一部分 | ○ | 長・中期債 | なし | ○ | なし | |
| ドイツ | 長・中期債、大蔵省証券とそれ相当の政府証券、参加株式も含めたその外国証券 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 長期の外貨建て証券 | なし | なし | なし | |
| アイルランド | 長・中期債、銀行株式を除外したその他証券 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 変動金利中期債 | なし | ○ | なし | |
| イタリア | 長・中期債、その他証券と参加株式 ¹⁾ | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 長・中期債、その他証券 ²⁾ | — | — | — | |
| 日本 | 長・中期債、保有株式と参加株式 | 発行者の居 | 発行者の居 | ○ | ○ | 長・中期債 | なし | 一部分 | なし | |

第6表 BIS報告地域国(先進国)における対外ポジションの報告のさいの国際証券の取扱い(続)

| BIS報告地域(先進国) | 銀行による証券保有の対外資産への算入 | | | | 銀行による証券発行の対外負債への算入 | | | |
|--------------|-------------------------------|---------|------|--------|----------------------|------------|------|-------|
| | 算入される証券のタイプ | 分 類 | | 相手部門 | 算入される証券のタイプ | 分 類 | | 相手部門 |
| | | 国 | 発行通貨 | | | 国 | 発行通貨 | |
| ルクセンブルク | 長・中期債、参加株式も含めた外国証券へのポートフォリオ投資 | 発行者の居住国 | ○ | 非銀行に分類 | 外貨建ての長・中期債 | なし | ○ | なし |
| オランダ | 長・中期債 | 発行者の居住国 | ○ | ○ | 国内通貨建ての固定金利中期債 | 最初の保有者の居住国 | - | 銀行に分類 |
| ノルウェー | 長・中期債、保有株式と参加株式 | 発行者の居住国 | ○ | ○ | 長・中期債、その他証券 | なし | ○ | なし |
| スウェーデン | 長・中期債、参加株式も含めたその他証券 | 発行者の居住国 | ○ | ○ | 固定・変動金利中期債(別項で報告) | 保有者の居住国 | ○ | ○ |
| スイス | 長・中期債 | 発行者の居住国 | ○ | ○ | 長・中期債 | なし | ○ | なし |
| 英国 | 長・中期債、大蔵省証券、CDs、その他短期手形 | 発行者の居住国 | - | - | 算入せず | - | - | - |
| 米国 | 一年を越える満期の証券は算入せず | - | - | - | 長・中期債、その他短期手形 | なし | 一部分 | なし |
| | | | | | 非居住者のために保有している譲渡性CDs | 負債総額について分類 | - | ○ |

注) 1. 銀行の自己資金ではなく、対外債務の増加によってファイナンスされたとき。

2. そのような発行が報告されているが、最近まではほんの僅かである。

出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.17~18, より作成。ただしそれ以降の変更点については四半期統計の巻末Annexで確認できる限りで改訂。1990年12月からスイスが長期の国際証券の保有の国籍分類の報告、1991年12月からフランスが長期の国際証券の保有の国籍分類と相手部門分類の報告。なお1989年12月からデンマークが証券の発行と保有について別項で報告、1989年6月からフィンランドが、1991年12月からオーストリアが、1992年3月からスウェーデンが、それぞれ証券の発行について別項で報告。それらの詳細は不明。○はYes, 「なし」はNone。

第7表 BIS報告地域国(オフショア・センター)における対外ポジションの報告のさいの国際証券の取扱い

| BIS報告地域 (オフショア・センター) | 銀行による証券保有の対外資産への算入 | | | | 銀行による証券発行の対外負債への算入 | | | |
|-------------------------|--------------------------------|----------|--------|------|-----------------------|------|--------|---|
| | 算入される証券のタイプ | 分 | | 類 | 算入される証券のタイプ | 分 | | 類 |
| | | 国 | 籍 | | | 国 | 籍 | |
| バハマ | 長・中期債、その他証券へのポートフォリオ投資 | 発行の行われた国 | 発行通貨 | 相手部門 | 保有者の居住国 ¹⁾ | 発行通貨 | 相手部門 | |
| バーレーン | 流動性を問わずすべてのタイプの証券(長・中期債、加株式など) | 発行の行われた国 | なし | ○ | なし | なし | 非銀行に分類 | |
| ケイマン諸島 | 長・短期債、約束手形、CDs、デベンチャャー、その他証券 | 発行の行われた国 | なし | ○ | なし | なし | なし | |
| 香港 | 非居住者銀行の発行した長・中期債 | 発行者の居住国 | 内貨/その他 | ○ | なし | なし | なし | |
| オランダ領アンチル | 長・中期債 | 発行者の居住国 | なし | | | | | |
| シンガポール | 算入せず | - | - | - | 算入せず | 算入せず | - | |

注) 1. 居住国が確認できない時は、「分類不能」項目に算入。
 出所) BIS, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988, p.19. それ以降の変更点は見当たらない。
 ○はYes, 「なし」はNone.

とである。さらに多くの国で、株式について、ポートフォリオ投資のための保有以外に、外国企業に対する所有上の持ち分も含められている。

表の右半分の負債側、すなわち銀行による国際証券の発行を対外負債に算入する側面について見てみると、惨澹たる状況である。一応多くの国が算入しているのであるが、算入される証券のタイプが国ごとに極端に不統一である。それというのも算入証券を部分的に限定している国が多いからである。さらに、証券の購入者やその後の保有者の国籍や部門については、多くの国で分類が行われていない。これは何度も繰り返してきたが、最初の発行者について確認できたとしても、その後の所有の変化を追跡できないからである。その場合には多くが対外負債の「分類不能」項目で処理されている。また、僅かながら国籍の分類を行っている国について見ても、それは「発行が行われた取引地国」であったり、「最初の保有者の居住国」であるので、その後の資金提供者の国籍を示すものではない。

1988年8月のBIS四半期統計から、国際証券市場を経由した資金フローを把握するための、BISのニュー・データ・ベースの公表が始まった。この新しいボンド・データ・ベースは、ユーロ・ボンドと外債をカバーし、国際銀行活動に関するBISデータ・ベースを完全にするため、そして概念的にもそれと類似性を持つために計画されたのであった。先の第七の改善策に応えたものである。データ・ソースは、1980年以前の発行に関してはOECDの提供した国際ボンド発行統計に基づくものであるが、それ以降については、イングランド銀行から提供された情報と国際証券取引業者協会(AIBD)から提供されたボンド残高と償還額についての情報によるものである。²¹⁾

このようにして準備され公表されるようになったBISの国際証券統計は、発行証券のタイプ、発行通貨、発行者のタイプ、発行者の国籍のそれぞれについて、詳細に分類されたストックとフローのデータから構成されている。

ストックのデータは、国際証券取引業者協会(AIBD)から提供された募集完了ベースのボンド残高の数値である。フローのデータについては、アナウンスメント・ベースの、つまり募集公表ベースのフロー・データと、完了ベースのストック・データから計算されたグロスとネットのフロー・データの、計三

つのデータが一覧できるように整備されている。なお1990年8月の四半期統計から募集公表ベースのフロー・データが別表で公表されるようになったが、1992年8月からはまた元のように一覧できる形式に戻っている。

完了ベースのフロー・データの計算は次の様に行われる。(イ) グロスの新規発行額が、米ドル建てのボンド残高の或る報告期間の変化を計算して求められる。(ロ) ボンド残高の内の予定償還額(減債基金を含め)とゼロ・クーポン債の金利相当分の算出。(ハ) ボンド残高の内の早期償還額の算出。(ニ) ネットの新規発行額が、(イ) から(ロ) と(ハ) を差し引いて計算される。(ホ) 国際ボンド市場で使用されている通貨の米ドル相場に対する変動から生じる為替評価上の名目変化の調整(加減)を、(イ) と(ニ) に対してそれぞれ行い、グロス・フローとネット・フローが、求められる。

しかし、このように詳細であっても、これまで繰り返し述べてきたように、それらはすべて発行者(資金調達者)サイドについての情報であって、購入者と保有者、つまり国際証券市場における資金提供者については何も知らされていない。そして、このためBIS国際証券統計には、BIS国際銀行統計と整合させる上での困難性が生じるのである。これについては第8表に一目瞭然である。表の(2)+(4)+(6)がBIS国際証券統計がカバーしている部分である。ところが、発行された証券が発行者の国に還流した(2)の部分は、国内資金移転となるので、BIS銀行統計の「国際基準」からすると取り除く必要がある。逆に図の(3)と(5)は、(3)がBIS銀行統計の居住者向け外貨建て貸付に相当するし、(5)は非居住者が購入・保有しているのでクロス・ボーダー貸付に相当するので、国際資金移転として扱われなければならない。しかし、これらの実施には証券の保有者の追跡と国籍確認という多大な困難が伴うのである。

ユーロ・ノート統計と国際証券統計が一定程度整備され、それぞれネット推計値が入手できるようになったので、国際市場におけるネット・ファイナンスの推計が可能になった。1988年5月のBIS四半期統計で、国際銀行市場と国際証券市場を経由した資金フローのネット・ファイナンスの推計が試みられたが、1988年12月には、これがネット・ユーロ・ノートの推計値も考慮したものに改良されて、現在も続いている。この詳しい検討は別の機会に譲るが、第5図は

第8表 BIS国際証券統計のカバー範囲とBIS国際銀行統計との関係

| | 証券の保有者が発行者と同一国の居住者 | | 証券の保有者が発行者の国以外の国の居住者 |
|------------------------|--------------------|---------------------|----------------------|
| | 証券の発行通貨が発行者の国の本国通貨 | 証券の発行通貨が発行者の国から見て外貨 | |
| 国内証券市場 | (1) | (3) | (5) |
| 国際証券市場 (外債市場+ユーロ市場) | (2) | (4) | (6) |

(1) + (3) + (5) = 国内証券市場。

(2) + (4) + (6) = BISデータ・ベースがカバーする国際証券市場。

(3) + (4) + (5) + (6) = もしBISが証券の分類方法について、BIS銀行統計と同じ方法を使用するならば、それによってカバーされるべき証券部分。

出所) R. Benzie, *The Development of the International Bond Market*, Bank for International Settlements: Monetary and Economic Department, BIS Economic Papers No.32, January 1992, pp.90-92, の Appendix F: The BIS international bond database のp.92の図を表に改作して作成。

それを簡単な図に表したものである。

1989年11月のBIS四半期統計からは、金利スワップと通貨スワップ市場についてのデータが1987年以降について公表されるようになり、現在も続いている。これは国際スワップ・ディーラー協会 (International Swap Dealers Association: ISDA) が1987年から現在の方法で調査してきた詳細なデータの提供を受け、それを初めて公開したものである。²³⁾

国際スワップ・ディーラー協会 (ISDA) には、スワップ市場において活動しているすべての主要な金融機関が参加している。BIS四半期統計には、このISDAメンバー表とその時々ISDA調査への協力金融機関名が、1987年以降について毎回掲載されている。1988年12月の時点では、11ヶ国にわたって81の著名な金融機関が名を連ねている。米国が最も多く26の金融機関が参加しており、次が14の金融機関が参加している日本である。しかし、その表を見れば明らかだが、すべてのISDAメンバーがISDA調査に協力している訳ではないし、その時々ISDA調査時点で協力しなかったりするのである。それでもこの時点でのISDAの数値は、世界的規模でのスワップ市場全体の80%以上をカバーしてい

第5図 BIS統計による国際市場のネット・ファイナンスの推計方法

| |
|---|
| <p>1. BIS 報告地域銀行の国際貸付総額</p> <p>2. BIS 報告地域銀行間の銀行間再預金による二重計算部分</p> <p style="padding-left: 40px;">$A = (1 - 2) =$ネットの国際銀行貸付</p> <p style="padding-left: 40px;">$B =$ネットのユーロ・ノート新規販売額</p> <p>3. 国際証券の発行完了総額</p> <p>4. 国際証券の償還・買い戻し額</p> <p style="padding-left: 40px;">$C = (3 - 4) =$ネットの国際証券ファイナンス</p> |
| <p style="padding-left: 40px;">$D = (A + B + C) =$国際ファイナンス総額</p> <p>5. BIS 報告地域銀行による国際証券の購入（非居住者に対する債権として銀行統計に含まれる部分）と発行（国際貸付活動のため発行された部分）による二重計算部分</p> <p style="padding-left: 40px;">$E = (D - 5) =$ネットの国際ファイナンス総額</p> |

るとBISは推計する。1991年には、15の国の136の金融機関が参加するようになっており、米国が最も多く40の金融機関、次が英国の20の金融機関、そして19の金融機関の日本が続く。全体を通してその時々への調査への協力金融機関は50%前後である。

ISDAのデータは、スワップの想定元本価額（notional principal）、すなわちスワップ支払いを行う際に計算上仮定される元本の価額について、フローとストックを記録したものである。フロー・データは、前期と後期の半期ごとに、ISDAメンバーが組成（アレンジ）した新規のスワップの想定元本価額を集計し、ストック・データは、年度末のスワップ残高の想定元本価額を記録する。そしてISDAデータは、金利スワップと通貨スワップのそれぞれについて、詳細な分類表を提供している。取引に使用された通貨の種類（13通貨）とスワップの相手方のタイプ（ISDAメンバー間のスワップと最終使用者とのスワップ）で分類したフローとストックのデータ表、次に最終利用者のタイプ（金融機関、政府機関、民間企業）とその所在国で分類したフローとストックのデータ表、最後にスワップの満期構成を明らかにしたフローとストックのデータ表である。ISDAメンバー間のスワップ、つまり銀行間のスワップが確認できるので、こ

れを利用して二重計算の調整が可能であり、いわばネットのスイッチが推計できる。

IV. おわりに

BIS統計は、これまで見てきて明らかなように、国際銀行業を含め広く国際金融について豊富で詳細な情報を、グローバルに一覧できるデータ・ベースとして、ますます改良され、発展してきた。そして今では、誰もが自由にいろいろな目的のために利用できる、国際金融の総合的・国際的な情報インフラストラクチャーとして、その資格と条件を備えるところまできた、と言える。

しかし、これまで検討したように、不統一性、非網羅性、非総合開示性という点での不完全性について、さらに改良の余地が大きいことも明らかになった。不統一性とは、各国の統計基準と統計処理の方法に相異があることであり、非網羅性とは、報告漏れのそして報告範囲外の情報が多いことであり、非総合開示性とは、様々な目的で役立つために必要で有用な情報がすべて開示されていないことである。ただし、これらの原因を、BIS統計に帰せしめることはできない。

そもそも歴史的に形成されてきた各国の金融制度や規制制度そして会計・統計制度などの伝統的な相違を反映して、銀行や様々な金融取引の定義そして統計処理の方法に各国の違いがあるのは、当然であるからである。さらにBIS統計といえども各国で非公開扱いされている情報の公表や要求はできないからである。ある情報について一国でも非公開扱いのところがあれば、それが明らかになる様式での公表は制限される。つまりBIS統計の公開水準は各国の金融ディスクロージャーの一般的水準によって決定されるのである。そうすると、金融の公共性の基盤的条件としての国際情報インフラを完成させるためには、各国がそれぞれ金融ディスクロージャーを十分に発展させることと、統計基準の国際統一に向けた多国間調整を進めるということ、つまりこれらのグローバル・ミニマム水準を高めることが必要ということになろう。現在は、この点での進展が未熟のまま（国際会計基準の検討はようやく始まったが）、資本移動と多国籍銀行により促された国際統合が無秩序に先行しているのである。

注)

- 1) 筆者はこれまで金融ディスクロージャーを促進する立場から、国際金融の安全性・健全性について研究を進めてきた。拙稿「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム」高知論叢（高知大学経済学会），第32号，1988年7月。同「銀行ディスクロージャーと金融の国際化」高知論叢（高知大学経済学会），第35号，1989年7月。同「多国籍銀行の監督に関するパーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知論叢（高知大学経済学会），第45号，1992年1月。
- 2) 情報あるいは国際インフラストラクチャーについての研究成果は、池上惇『情報化社会の政治経済学』昭和堂，1985年。同『財政学』岩波書店，1990年。
- 3) 参考文献の〔6〕p.41.
- 4) 米ドル換算は四つの方式で行われている。銀行が米ドル建てで中央銀行に報告する国，内貨建てで報告し中央銀行が米ドル換算する国，実際に記帳された通貨で報告する国，内貨建てか米ドル建てを選択できる国，である。参考文献の〔1〕p.52.
- 5) 参考文献の〔2〕で公表されている。
- 6) 参考文献の〔1〕p.IV.
- 7) Ibid.,p.2.
- 8) Ibid.,p.47.
- 9) Ibid.,p.16.
- 10) Ibid.,p.20.
- 11) 参考文献の〔6〕p.44.
- 12) 参考文献の〔2〕で公表されている。
- 13) 参考文献の〔1〕p.V.
- 14) Ibid.,p.14.
- 15) 参考文献の〔3〕で公表されている。
- 16) 参考文献の〔1〕p.64.
- 17) Ibid.,p.V.
- 18) BISの銀行対外債権のデータとOECDの公的保証の貿易金融業務のデータを合わせて、対外債務統計を推計したデータが両機関から公表されている。BIS and OECD, Statistics on External Indebtedness: Bank and Trade-Related Non-Bank External Claims on Individual Borrowing Countries and Territories.
- 19) 参考文献の〔5〕pp.221-224.
- 20) Ibid.,pp.225-227.
- 21) 参考文献の〔2〕May 1988,pp.25-26.
- 22) 参考文献の〔2〕August 1988,pp.9-16.
- 23) 参考文献の〔2〕November 1989,pp.15-22.

〈参考文献〉

- [1] Bank for International Settlements, *The Guide to the BIS Statistics on International Banking*, 1988.
- [2] Bank for International Settlements, Monetary and Economic Department, *International Banking and Financial Market Developments*, various issues.
- [3] Bank for International Settlements, Monetary and Economic Department, *The Maturity and Sectoral Distribution of International Bank Lending*, various issues.
- [4] Bank for International Settlements, *Annual Report*, various issues.
- [5] Bank for International Settlements, *Recent Innovations in International Banking: Prepared by a Study Group established by the Central Banks of the Group of Ten Countries*, April 1986.
- [6] An International Working Group on External Debt Statistics, *External Debt ; Definition, Statistical Coverage and Methodology : A Report by an International Working Group on External Debt Statistics of : The World Bank, the International Monetary Fund, the Bank for International Settlements, the Organaization for Economic Co-operation and Development*, paris 1988.
- [7] Bank of England, International Banking Statistics : A Guide to Sources, *Bank of England Quarterly Bulletin*, March 1983.
- [8] Bank of England, The Statistical Treatment of Floating-rate Notes and Note Issuance Facilities, *Bank of England Quarterly Bulletin*, September 1984.
- [9] Bank of England, International Banking and Debt Statistics, *Bank of England Quarterly Bulletin*, March 1985.
- [10] Bank of England, International Borrowing : A Guide to Statistical Sources, *Bank of England Quarterly Bulletin*, May 1987.
- [11] H.W.Mayer, The BIS Concept of the Eurocurrency Market, *Euromoney*, May 1976.
- [12] New International Banking Statistics, *The Banker*, Supplement 1978.
- [13] Federal Reserve Bank of New York, International Bank Lending : A Guide Tour through the Data, *FRBNY Quarterly Review*, Autum, 1978.
- [14] R.M.Pecchioli, International Banking: Methodology and Statistics, *The Internationalization of Banking*, Annex 1, OECD 1984.